

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二・永島智行	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	地域環境整備対策費（35-18-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠法令等	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。				
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主				
内容	大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を制定し実施している。（平成18年12月15日制定、同日施行）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行。 ・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止。 				
必要性	良質なマンション供給と地域環境の保全と向上のため必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,153	1,025	258	258	258	235	875	
決算額（19年度は見込み）	104	125	188	167	41	227		
人件費					3,539	5,225		
【事務分担量】（%）					70	90		
合計（+）	104	125	188	167	3,580	5,452	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	104	125	188	167	3,580	5,452	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	届出件数	2	3	3	3	7	4	
	事業者による説明会回数	2	4	11	8	17	7	
	地域関係者会議の回数	3	7	10	10	27	23	
	アドバイザー派遣回数	0	0	1	1	1	3	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	アドバイザー派遣会	41	アドバイザー派遣会	223	アドバイザー派遣会	833
	旅費	アドバイザー旅費	0	アドバイザー旅費	3	アドバイザー旅費	40
	食糧費	連絡調整会議用賄い	0	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	建築紛争未然予防割合（％）	66	100	100	100	100	紛争未然予防件数 / 届出件数 19年度は見込み
	事業者による地域要望取入割合（％）	75	86	74	80	80	要望取入項目数 / 要望項目数 19年度は見込み

（問題点・課題） （指標分析）	<p>1. 地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との葛藤。 ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。 ・様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望、プライバシー保護など）の調整。 <p>2. 開発事業者と地域住民との協議・調整期間の長さの問題はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月間という短期間の間に双方の合意形成を図ることに無理が生じる場合がある。 <p>3. 紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが必要。 ・本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。
他区の実況	（ 実施 0 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設計画に伴う解体工事のトラブルを防止するため、区が一定のルールをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に伴うトラブルでルールの手続きが遅れることを防止できる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きをよりスムーズに行うために、詳細なマニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が変わっても、条例による指導が一定となり、引継ぎも容易にできる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	マンション建築紛争を防止するためには、欠かせない制度である。

議（要質問） 況（会質問） 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ H16二定 「街づくりと環境配慮の基準について」
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	開発許可制度	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	阿部正直	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 43 年度	根拠	都市計画法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	「土地の利用は公共の利益のため、一定の制限のもとにおかれるべきである」という都市計画法に定められた基本理念のもとに行っている制度で、建築行為を行なうために一定規模以上の土地の区画形質の変更を行うことを規制することにより、無秩序な開発を防止し、良好な都市環境を確保することを目的としている。				
対象者等	主として建築物を建築するため又は特定工作物を建設するために、500㎡以上の土地の区画・形質の変更を行う事業者				
内容	<p>以下の許可基準に適合していると認められた場合にのみ許可をし、良好な都市環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請の手続きが、法令等の規定に違反していないこと ・ 設計が、法令等に基づく技術的基準及び都市計画に適合していること ・ 申請者に、開発行為を行うために必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に、開発行為に関する工事を完成させる能力があること ・ 関係区域及び取付道路等開発許可に関連のある工事をしようとする区域内の土地又は工作物について、開発行為及び関連工事を行う場合の支障となる権利を有するものの相当数の同意を得ていること <p>* 詳細は、荒川区開発許可審査基準に基づき許可を行う。</p>				
経過	<p>昭和43年6月15日 都市計画法公布 以来改正多数</p> <p>平成12年4月 地方分権に伴い開発行為の許可に関する事務は、区長委任条項から特例条例による委任となる</p> <p>審査請求 2件（H10・H11）</p> <p>国・都・区が行う開発行為等についても開発許可の対象となる都市計画法の改正が行われた。（平成18年5月31日公布）</p>				
必要性	都市計画法に定められた事務である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>都市計画課職員による相談・審査・区長許可</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費					6,895	4,270	
	【事務分担量】（%）					80	50	
	合計（+）	0	0	0	0	6,895	4,270	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	6,895	4,270	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	許可件数	3	3	4	4	2	2	1
	開発登録簿写しの交付	1	4	12	17	12	24	6

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	許可までの日数(審査期間)	12日	8日	8日	8日	10日	標準処理期間65日 (5ha未満の場合)

（問題点・課題分析）	迅速な事務処理を行う一方で、審査請求に対して原告適格を広くとる傾向にあり、法の主旨を十分理解し、許可に当たっての慎重な対応が求められる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
手引書の改訂	相談業務に有効利用できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定事務であるとともに、秩序あるまちづくりを進めていくには必要な事務である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都市計画審議会費（35-27-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠 法令等	都市計画法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画法による権限に属する事項と区長が諮問する都市計画に関する事項について調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	1. 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等についての調査、審議、答申または建議する。 2. 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 （1）構成員（平成12年4月1日） 学識経験者7人 区議会議員5人 関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防） 区民5人 計20人 3. 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。				
経過	昭和47年 4月 1日 荒川区都市計画審議会条例施行 5月 9日 第1回都市計画審議会開催 平成12年 4月 1日 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、条例・規則を改正 6月 1日 新たな委員構成による委員の委嘱 10月 20日 条例・規則の改正後の第2回都市計画審議会から会議の公開を実施				
必要性	区長が行なう都市計画決定を補完するために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,128	1,221	1,164	1,023	1,111	1,096	1,097
	決算額（19年度は見込み）	449	1,051	975	586	215	618	
	人件費					6,125	2,186	
	【事務分担量】（%）					100	40	
	合計（+）	449	1,051	975	586	6,340	2,804	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	449	1,051	975	586	6,340	2,804	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	開催回数	2	5	5	3	1	3	
	委員平均参加率	90	67	82	70	75		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審議会委員報酬	887	審議会委員報酬	523	審議会委員報酬	887
	特別旅費	審議会委員旅費	5	審議会委員旅費	4	審議会委員旅費	6
	食糧費	会議用賄い費	18	会議用賄い費	14	会議用賄い費	18
	一般需用	審議会用事務用品	15	審議会用事務用品	0	審議会用事務用品	0
		会議録速記委託料	164	会議録速記委託料	69	会議録速記委託料	164
		開催会場使用料	22	開催会場使用料	8	開催会場使用料	22

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	審議会開催件数	3	1	4	4	-	必要に応じて開催 19年度は見込み
	案件審議件数	8	0	4	3	-	必要に応じて開催 19年度は見込み

（問題点・課題分析）	審議にあたっては、案件が専門的な面が多く、区民代表の発言が少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
審議会前に、区民代表の委員への勉強会を実施する。	審議会の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	都市計画に関する事項を審議するための附属機関として設置する必要があり、重要な役割を担っている。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	日暮里・舎人ライナー整備促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
		担当者名	鈴木健史	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	日暮里・舎人線整備促進費（35305001）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 60年度	根拠	道路法		
終期設定	有 無 19年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境			
	政策	都市基盤の整備			
	施策	総合的な交通体系の整備			
目的	新交通システム日暮里・舎人ライナーは昭和60年運輸政策審議会「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」の答申の中で位置づけられ、区部北東部の交通利便性の向上と、沿線地域の発展を目的として計画されたものである。荒川区としては、新線の導入を契機とした駅周辺を含む沿線の開発を行い、活力ある街づくりを推進する。				
対象者等	・事業主体 インフラ部（軌道の支柱、桁、駅部の主要構造物等）：東京都建設局 インフラ外部（車両、電気、通信等各種設備等）：東京都地下鉄建設株式会社				
内容	日暮里・舎人ライナーは、区内の日暮里駅を起点として、足立区の舎人地区に至る延長約10kmの新交通システムである。地元自治体として区は、駅周辺の街づくりを推進するため事業主体との連携を図る。 【計画概要】 ・ルート 日暮里駅～見沼代親水公園（延長約9.8km） ・駅数 13駅 区内4駅（日暮里、西日暮里、赤土小学校前、熊野前）、足立区内9駅 ・開業予定 平成19年度末 ・事業費 1,528億円（インフラ部：834億円、インフラ外部：435億円、他関連街路：259億円）H17年度見直し ・所要時間 約20分（表定速度 約29km/h） ・輸送システム 側方案内軌条方式による新交通システム 5輜編成（定員298人、全長約45m） ・構造形式 複線、高架方式				
経過	昭和60年 7月 運輸政策審議会の答申で建設を位置づけられる 昭和60年度 日暮里～舎人間 新交通システム等基礎調査実施（荒川区・足立区共同調査） 61年 2月 日暮里・舎人線建設促進協議会発足 平成 8年 8月 都市計画決定 8年11月 開業目標年次の変更（H11年度 H15年度） 9年12月 足立区舎人公園において起工式 平成11年度 東京都は需要予測、建設費等について見直しを発表 4月 東京都新交通建設事務所を西日暮里に開設 8月 荒川区内の工事に着工（明治通りとの交差部） 13年 4月 車両基地の位置等の都市計画変更 11月 開業目標年次の変更（H15年度 H19年度） 16年 4月 荒川横断橋りょう架設、車両基地着工式 平成17年度 建設費等について見直し 18年 6月 桁締結式 11月 路線名・駅名の決定 路線名：日暮里・舎人ライナー 19年 6月 試験運転の開始 20年 3月 開業予定				
必要性	平成12年の需要予測、建設費の見直しに伴い、インフラ事業に対しての地元負担が不可欠となった。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・事業主体である東京都、東京都地下鉄建設株式会社と連絡調整、協議を緊密に行う。 ・都市モノレール等計画自治体協議会へ加入し、関連情報を収集する。				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額				218	147	126,815	962,871
	決算額（19年度は見込み）				194	89	91,099	962,871
	人件費					6,033	5,978	
	【事務分担量】（%）					70	70	
	合計（+）	0	0	0	194	6,122	97,077	962,871
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	194	6,122	97,077	962,871
	実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
西日暮里駅連絡通路設置工事							82,649	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	職員旅費	都市モノ協参加旅費	34	都市モノ協参加旅費	0	都市モノ協参加旅費	72
	光熱水費					電気料金等	130
	一般需要	消耗品	5			消耗品費等	299
	負担金補助及び交付金	都市モノ協分担金	50	都市モノ協分担金	50	都市モノ協分担金	50
	委託料			連絡通路整備費	82,649	連絡通路整備費	901,673
	使用料及び賃借料			その他の委託料	8,400	測量委託等	5,682
	工事請負費					その他の使用量及び賃借料	26
	公有財産			公有財産購入費	0	工事請負費	27,332
	備品購入費					公有財産購入費	25,889
						備品購入費	1,718

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
標	日暮里・舎人ライナーの整備	45	64	79	100	100%	事業費換算 平成19年度開業
	乗車人数（一日あたり）					59000人	
	工事に係る地元協議会	18回	21回	22回	24回	24回	毎月開催（日暮里、西日暮里地区）

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 各駅周辺の街づくりの推進及び駐輪場整備をはかる インフラ事業に対して地元自治体2区への負担が求められている(荒川区10億円、足立区30億円) 熊野前駅西側エスカレーター及びエレベーターの管理方法について 日暮里駅前広場からのエレベーターと通路の整備及び管理方法について
	他区の実施状況 （実施 2 区 未実施 区） 日暮里・舎人ライナー沿線区（足立区、北区）

問題点・課題の改善策検討	
	改善により期待する効果
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	
区が維持管理費用を負担するエレベーター、エスカレーターの安全運行	
日暮里・舎人ライナーの利用促進	沿線地区の活性化と利用者増

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	D	19年度で整備完了予定である

議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> 14一定「日暮里・舎人線の平成19年度開業について」 14四定「尾久橋通りの景観を重視した整備について」 16四定「駅舎毎の特徴を出す工夫について」 17一定「日舎線開業見通しについて」 17二定「日舎線進捗状況と見通し、（仮称）熊野前駅と駅西側地域との連絡機能について」 17四定「日舎線西日暮里駅乗降口の弱者対策について」 18二定「日暮里・舎人線沿線の街づくりについて」 18四定「日暮里・舎人ライナー開業イベントの開催について」
------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都市復興計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫	
			担当者名	川原 宏一	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）							
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	荒川区災害対策基本条例			
終期設定	有 無	19 年度	法令等	荒川区震災等による被災市街地復興条例			
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]					
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]					
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]					
目的	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。今後は、演習を通じて同マニュアルの見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興計画案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。						
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区						
内容	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効であるため、被害想定に基づき導入可能な整備手法の検討を行う。						
経過	<p>年度</p> <p>9 都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定（東京都）</p> <p>10 都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施・以後毎年実施（東京都）</p> <p>11 荒川区地域防災計画の改訂</p> <p>12 東京都震災対策条例公布</p> <p>13・5月 東京都震災復興グランドデザイン 2月被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施</p> <p>10月 荒川区震災復興条例制定 3月 荒川区災害対策基本条例の改正</p> <p>14・12月 東京都第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 東京都震災復興マニュアル改訂</p> <p>15・9月 荒川区都市復興マニュアル策定</p> <p>19・3月 東京都地域防災計画改訂</p> <p>被災宅地危険度判定士 32名（平成18年度末現在）</p>						
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効である。モデルプランは震災後、地区住民が話し合いを進めるための叩き台となる。						
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	1,708		
【事務分担当量】（%）					10	20		
合計（+）	0	0	0	0	862	1,708	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	1,708	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	地区別復興計画素案作成	0 地区	3 地区	5 地区	7 地区	7 地区	大被害が予想される地区は7

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策は、都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興に区分できるが、当区においては を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。 ・被災後、遅滞なく計画素案を住民に合意してもらうには、ある程度事前に情報開示する必要がある。 ・改定作業にとりかかった都市計画マスタープランの中で、平常時のまちづくりと復興計画の考え方との整合を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 新宿、足立

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	復興計画素案の再チェック	経年変化による都市化に合わせた実効性のある素案となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	災害時に迅速な対応ができる。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	土地利用現況調査	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	入山幸男	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	土地利用現況調査費 35-75-50-01				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	経年的に土地の利用現況を調査し、荒川区又は東京都における土地利用計画・都市計画を立案する場合並びに都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定する場合及びまちづくり施策の基礎資料とする。また、荒川区都市計画情報システムに反映させると共に、用途地域をはじめとする地域・地区等を記した都市計画図等を作成する。				
対象者等	区内全ての土地・建築物				
内容	<p>都市計画法第6条の規定に基づき実施するもの 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務 概ね5年に一回（直近：平成15年度） 土地利用現況調査 都市計画基礎調査のための実地調査 概ね5年に一回（直近：平成18年度）</p> <p>土地利用情報及び用途地域等の都市計画情報を常時管理し、まちづくり施策の基礎資料、18年度都市計画の変更等の事務に対応するもの 用途地域等の都市計画変更に関する事務 随時（大掛かりな変更は数年（概ね8年）に一度 最後は平成16年度） 荒川区都市計画情報システムの管理 通年 荒川区都市計画図の作成・印刷 毎年 荒川区白図の作成・印刷 毎年</p>				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 用途地域等一斉見直し（平成8・15年度） 荒川区都市計画情報システム導入（平成13年度）				
必要性	・ は、都市計画法第6条に基づき義務付けられているものである。 は、都市計画法に基づき用途地域等の都市計画図書資料となるもの。 ～ は、まちづくり施策等に役立てるためのものである。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（18年度委託料 1,449千円） 土地利用現況調査及び都市計画情報システム更新委託（18年度委託料 12,705千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	20,209	902	8,740	2,457	1,150	14,224	1,966	
決算額（19年度は見込み）	19,924	901	8,652	1,910	1,124	14,181	1,966	
人件費					4,310	2,562		
【事務分担量】（%）					50	30		
合計（+）	19,924	901	8,652	1,910	5,434	16,743	1,966	
国（特定財源）								
都（特定財源）	5,678		792			4,824		
その他（特定財源）								
一般財源	14,246	901	7,860	1,910	5,434	11,919	1,966	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	土地データ(件数)		42,219	42,219	42,219	42,219	42,219	
	建物データ(件数)		40,891	40,891	40,891	40,891	40,891	
	荒川区都市計画図(部)	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	荒川区白図(部)	100	100	100	100	100	100	100
	区報(発行回数)				3	1		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	印刷製本	389				
	委託料	システム管理	735	システム管理	1,449	システム管理	1,524
				土地利用現況調査	12,705		
	手数料			TDM手数料	27		
	使用料					TDM著作物使用料	63

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	都市計画情報システム（GIS）の利用端末数	-	-	-	1	20	20ライセンス取得済み
	データ整備率（％）	100%	100%	100%	100%	100%	平成13年度土地利用現況調査よりデータ整理をシステム化し、整備率は100%(更新は5年毎)

（問題点・分析）	<p>都市計画情報システムは20台まで導入可能なライセンスを得ているが、現有PCの能力上の問題で、台数が限定されており、PCの能力アップが必要である。</p> <p>都市計画情報システムの特性を生かし、法に定める都市計画基礎調査の項目のデータ整備のみならず、まちづくり情報・補助金・道路・公園のデータ等も取り込むことで、総合的な情報システムに発展させていくことで、さらに有効活用できる。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都市計画情報システムについては、新規情報を追加できる機能を新たに設置し、まちづくり情報のデータベース化の推進を図る。	様々な事業について、必要な情報がリアルタイムで取り出すことができる。
導入PCを増加させる。	稼動数を増やすことにより、職員がこのシステムを利用する機会を増加させ、有効利用を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	土地利用現況を把握することは街づくり事業策定等に役立つ

況議 （要 質 問 目 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	交通バリアフリー整備促進事業		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	永澤慎二	内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	交通バリアフリー整備促進事業費（35-76-50-01）						
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称）バリアフリー新法（平成18年法律第91号）		
終期設定	有	無	22年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]					
目的	高齢者や障害者など、移動が困難な人が自立した日常生活を送るうえで、安全かつ円滑に公共交通機関や道路等を利用できるようにするため、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するものである。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者 ・道路管理者 ・公安委員会 						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年11月15日に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、平成14年3月、日暮里駅周辺地区を重点整備地区と定め、交通バリアフリー基本構想を策定した。策定にあたっては、交通公共事業者、道路管理者、公安委員会等と協議を進め、併せて高齢者や身体障害者団体などとの合同調査や意見を聴取し、その反映に努めた。 ・平成14年度に各事業者が作成する事業計画の各事業が円滑に実施されるように、事業推進協議会を設置した。以後、毎年、事業推進協議会を開催し、バリアフリー化に向けて進行管理を行っている。 						
経過	平成13年 4月	第1回基本構想検討会及び幹事会開催					
	6月	現況調査の実施（区内各駅の6地区について、区民と一緒に現地調査・意見交換会）					
	7月	第2回検討委員会の開催（重点整備地区を日暮里駅周辺に設定することを決定）					
	平成14年 3月	第4回基本構想策定協議会（公開）の開催、基本構想を庁議決定後、国へ提出					
	10月	第1回交通バリアフリー事業推進協議会開催、以後、毎年1回の開催を続けている。					
	平成18年 6月	「高齢者、障害者等の移動との円滑化の促進に関する法律」の公布					
	平成18年12月	上記法の律施行（通称）バリアフリー新法					
必要性	各事業者が作成した事業計画に基づくバリアフリー化を、確実に推進させるためにその必要性がある。						
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・基本構想の整備プログラムを確実に進めることを目的として、国、東京都、公共交通事業者、道路管理者、交通安全事業者、区民等で構成する事業推進協議会を毎年1回開催する。 ・事業推進協議会は、各事業が円滑に実施されるように、相互の情報交換に努めるなどの協議・調整の場として活用。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額		10	65	63	63	24	24	
決算額（19年度は見込み）		6	20	17	16	16		
人件費					1,100	2,186		
【事務分担量】（%）					20	40		
合計（+）	0	6	20	17	1,116	2,202	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	6	20	17	1,116	2,202	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	開催回数		1	1	1	1	1	
	参加人数		50	50	50	50	50	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食料費	会議用賄い	6		6		8
	使用料	会場使用料	10		10		16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	バリアフリー進捗率（道路）（％）	49	54	63	65	100	日暮里駅周辺地域の特定道路（都道、区道）の進捗率
	バリアフリー進捗率（施設）（％）	0	0	40	88	100	JRは18年度、日・舎線は19年度、京成は22年度完了予定

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの要望を各事業に反映していくためには、当然、事業者の協力が必要である。 しかし、事業者側にも既存施設の状況や予算等もあり、要望のすべてを反映していくことは難しい。 そうした状況のなか、各事業へ区民要望をいかに取り入れていくか、工夫と検討が必要である。 ・日暮里駅周辺地域以外の他地域にもバリアフリー化を推進していく。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>北区、千代田区、杉並区、目黒区、墨田区、練馬区、台東区、新宿区、中野区、江東区、世田谷区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業推進協議会に向け、障害者団体や各事業者と事前のヒヤリング・協議をこれまで以上に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・区民要望の反映が充実できる。 ・事業の進行管理がさらに把握でき、区と各事業者との連携強化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	バリアフリー化は施設整備において、今や常識であり、区民の生活の上で、必須条件となっている。

議会質問状況（要）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年一定 日暮里駅のバリアフリー化について 三定 日暮里駅の大改造計画について 四定 日暮里駅総合改善計画について
-----------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	阿部正直	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 52年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	有 無	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の建築物の建設等に関して荒川区のまちづくり施策との整合性をはかるため、必要な事項を定め、当区における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。				
対象者等	次の建設事業 計画戸数15戸以上の集合住宅 店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの 6棟又は6戸以上の住宅建設 施行区域面積350㎡以上の土地での宅地開発 都市計画法第29条の開発行為に該当するもの 延床面積1,500㎡以上の建築物 その他区長が認めたもの				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行区域面積に応じた道路の整備 ・ 施行区域面積に応じた緑地等（地上部及び屋上部）の整備、 駐車・駐輪施設の設置 ・ 防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・ ゴミ置場、リサイクル物品保管場所の設置 ・ 電波障害対策の実施及び建物内CATVの導入 ・ 居室面積・天井高の制限等居住環境の充実 ・ 近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の防止、近隣関係住民との調和の配慮 ・ 景観への配慮・ 土壌汚染の調査 				
経過	昭和52年11月1日制定以降、11回改正 最終改正 平成13年 4月1日				
必要性	事前相談及び各種の規定を設け、市街地の秩序ある整備を促進する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画課職員による、事前相談、審査、協定締結、協定履行確認				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					8,619	7,686		
【事務分担量】（%）					100	90		
合計（+）	0	0	0	0	8,619	7,686	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	8,619	7,686	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
事前相談（同一箇所複数相談含）	68	73	75	82	78	55	21	
事前申出書提出（件）	32	33	33	45	47	55	21	
協定締結（件）	19	20	18	28	34	16	0	
協定履行確認（件）	15	17	14	14	10	5	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	協定締結率（％）	28/45 = 62	34/47 = 72	19/47 = 40	-	100	各年度中に締結すべきもの。 事前申出書の提出は前年度を含む。
	協定履行率（％）	14/18 = 78	10/11 = 91	5/16 = 31	-	100	当該年度に履行すべきもの。 締結は前年度・前々年度あり。

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・時代背景、経済状況、区の都市整備方針に沿った改正が常に必要である。 ・都内各自治体においては、要綱行政から転換し、強制力を強めるため、条例化の傾向にある。しかし、条例化すると要綱ならでは、きめ細かな規定を設けられない。 ・実効性を担保するために、重要な項目については条例化が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 条例化実施済みの区あり(11区)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
要綱の一部改正	区のまちづくり事業との整合性が図られる。
条例化の検討	一定の強制力により、実効性が強化される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	区のまちづくり施策に合わせた開発誘導は不可欠である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二・菊嶋信一	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 6年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	有 無 21年度	法令等	景観法・都景観条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市景観形成の総合的・計画的な推進を目的とした荒川区都市景観基本方針に基づき、区の景観形成ガイドラインを踏まえ、一定規模以上の建築物の建設に際して、周辺環境との調和や景観への配慮など魅力ある景観づくりを推進する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の建築物の建築主 ・宅地開発を行う事業主 				
内容	<p>1. 荒川区景観形成ガイドラインに沿って、景観形成の適切な誘導を図る。 荒川区景観形成ガイドラインの窓口配布等</p> <p>2. 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、届出制度を実施。</p> <p style="text-align: center;">手続きフロー：事業者が建築計画立案 窓口事前相談 チェックシートの作成 事前申出 受理</p>				
経過	平成6年度 平成7年度 平成8-10年度 平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・景観基礎調査 ・景観基本方針策定調査 ・景観基本方針案検討 ・景観基本方針策定、事前申出制度開始 ・日暮里富士見坂から将来にわたって富士山が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情（平成11年度第25号陳情） <p style="text-align: right;">都市景観基本方針検討委員会設置 景観基本方針策定委員会設置</p>			
必要性	生活環境の質の向上を求める区民にとって、都市景観づくりは重要な要素である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費					1,962	3,040	
	【事務分担量】（％）					30	50	
	合計（+）	0	0	0	0	1,962	3,040	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,962	3,040	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	景観チェックシート提出件数	26	26	26	38	45	55	
	指導要綱届出件数	32	33	33	45	47	55	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	景観計画策定	-	-	-	0	100	
	景観条例制定	-	-	-	0	100	
	チェックシート提出率（％）	84	85	100	100	100	チェックシート提出件数/届出件数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区市街地整備指導要綱の対象となる事業者には、平成11年12月1日から事前申出書の提出の際に、景観チェックシートの提出も義務付けている。そのため、事業者側には概ね浸透してきている状況である。 ・今後は、街づくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、景観づくりは大変に重要な要素である。また、平成17年6月の景観法の全面施行に伴い、より景観に配慮した街づくりが求められる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>条例制定：8区（新宿区、豊島区、北区、千代田区、文京区、台東区、江東区、世田谷区）</p> <p>要綱制定：2区（港区、足立区）</p> <p>基本計画、ガイドライン等策定：20区（条例・要綱制定区を含む）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
景観実態調査の実施	景観計画策定や景観条例制定の基礎資料となる。
景観形成ガイドラインの周知及び実効性の担保	街並みや地域性などに配慮した事業計画に誘導することにより、魅力ある景観づくりが図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	A	生活環境の質の向上が求められ、景観に対する民意も高まりつつある。

議会議決要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」 ・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」 ・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	スーパー堤防の整備促進		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫	
			担当者名	川原 宏一	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）							
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠				
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]					
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]					
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]					
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。						
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業を行おうとするもの（区は、対象者に本事業の案内や協力依頼を行っている）						
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 参考：隅田川の延長 23.5 km うち荒川区の接岸延長 約8.0 km 都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」の中で、隅田川沿岸一帯を「ふれあいと憩いの都市軸」として定め、隅田川のウォーターフロントの特長を活かした街づくりを進めることとしている。また、環境基本計画でも、隅田川の水辺機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。						
経過	スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備済地区：西尾久（荒川遊園） 平成3年3月完成 252m 南千住（アクロシティ） 平成6年3月完成 235m 南千住北（プランヴェール） 平成11年3月完成 125m 町屋（マルエツ） 平成12年3月完成 110m 町屋六丁目（尾竹橋中跡地） 平成14年10月完成 127m 白鬚西（水神大橋下流） 平成15年3月完成 430m 白鬚西（汐入大橋上流） 平成17年3月完成 183m 白鬚西（汐入大橋～水神大橋）平成18年3月完成 517m 計2,099m（約26%） 事業中地区：東尾久（旭電化跡地）平成19年度完成予定 381m 南千住七丁目 40m 白鬚西（瑞光橋公園） 100m 計521m（約7%） 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流） 平成13年3月完成 122m 白鬚西（白鬚橋上流） 平成16年3月完成 383m 白鬚西（補助189沿い）平成17.18年3月完成 455m 計960m（約12%） 事業中地区：三河島（水再生センター裏） 202m（約3%） テラス整備 整備済地区：堤防完成箇所+荒川遊園延長（91m） 計3,150m（約39%）						
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、街づくりの観点から水辺を再生し、区民に広く開放する必要がある。						
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	1,708		
【事務分担量】（%）					10	20		
合計（+）	0	0	0	0	862	1,708	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	1,708	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	テラス整備率（％）	29	39	39	44	50	接岸延長に対するテラス整備延長
	土と緑の堤防整備率（％）	27	37	38	43	48	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため整備可能区域とそれ以外を峻別する必要がある。 ・区民が荒川遊園から白鬚橋まで徒歩でいけるテラスの早期整備について都に働きかける必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
テラスの区内前面整備をめざし、都に強く働きかける	ウォーキングロード等として活用することで、荒川区と隅田川の関わりが深まり、水辺とふれあう魅力あるまちの創造を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

議会議決要旨	H19二定 テラスの連続性確保の要望
--------	--------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
			担当者名	鈴木健史	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	日暮里駅総合改善事業費（35785001）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）			建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	首都圏の空港アクセス改善緊急対策（H13.5国交省）		
終期設定	有 無	21 年度	法令等	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]				
目的	現在のJR及び京成日暮里駅は、プラットホームやコンコースが狭く、また、バリアフリー化の遅れにより、利用者に不便をかけている。今後、駅周辺の再開発事業や新交通日暮里・舎人ライナーの整備、成田新高速鉄道の整備によって、駅利用者はますますの増加が予想されている。このような駅利用者の増加に対して、混雑緩和や乗り換え負担の軽減を図るため、駅の総合改善を行う。					
対象者等	・事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)					
内容	<p>京成電鉄日暮里駅を22年度開業予定の成田空港アクセス新線都心側ターミナルとして、スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上、朝夕ラッシュ時の混雑緩和、バリアフリー化の推進、乗換利便性の向上を図るため駅の改良を行う</p> <p>【計画概要】 ・主な事業内容 京成日暮里駅の三層構造化（上下線の別ホーム化） 京成スカイライナー専用ホームの新設 JR日暮里駅コンコースの拡幅 バリアフリー化（エレベータ、エスカレータの新設）</p> <p>・事業費 約226億円 ・工期 平成14年度～21年度</p>					
経過	<p>平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表 8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート of 早期整備が位置付けられる</p> <p>14年10月 日暮里整備株式会社設立（荒川区出資51%）</p> <p>14年度 構造物設計</p> <p>15年度 構造物設計、支障物移転工事等</p> <p>16年 3月 工事説明会 4月 安全対策協議会設置 18年 3月 計画上り線切替え</p>					
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となり、鉄道駅総合改善事業のスキームを用いて、国、都、区が補助する。					
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>・事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資する ・整備費の一部として日暮里駅整備株に対し、鉄道駅総合改善事業により、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行う</p>					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額		12,600	36,260	195,000	215,500	336,676
	決算額（19年度は見込み）		12,600	36,260	86,074	160,176	240,250	201,250
	人件費					2,586	5,978	
	【事務分担当】（%）					30	70	
	合計（+）	0	12,600	36,260	86,074	162,762	246,228	201,250
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	12,600	36,260	86,074	162,762	246,228	201,250
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	日暮里駅総合改善事業補助金		7,500	35,000	86,074	160,176	240,250	201,250
	出資金		5,100					

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金	日暮里駅総合改善事	160,176	日暮里駅総合改善事	240,250	日暮里駅総合改善事	229,950

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
指	工事進捗率	11.4%	25.5%	46.7%	64.5%	100%	既事業費 / 総事業費（226.4億）
標	一日あたりの乗降客数（京成日暮里駅）	85,880人 *1	85,460人 *1	-	-	109,000人 *2	1) 年間乗降客数（区政概要） 2) 「平成14年度都市再生プロジェクト事業推進費に向けた鉄道関係公共事業の事業評価結果及び概要について」 国交省H14.10.15
	工事にかかる地元説明会（月1回）	11	11	11	12	12	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間工事に伴う振動・騒音対策及び交通規制への対処（この事業に関連する区としての課題） ・京成線南口改札の設置と紅葉橋跨線橋アクセスのバリアフリー化
他区の実況	（実施 3 区 未実施 区）
	京浜急行蒲田駅（大田区）、西武新宿線下井草駅（杉並区）、西武池袋線東長崎駅（豊島区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
安全対策協議会の実施	毎月実施している地域との意見・情報交換により、事業への理解・協力を引き続き求めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	公共交通機関として交通利便性向上に資するため優先度は高い

議（要質問）	<ul style="list-style-type: none"> ・14四定 日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について ・16四定 駅総合改善事業の騒音対策について ・17一定 京成線南口の開設について
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	西日暮里駅周辺地区事業化検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	6 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画マスタープランでは、西日暮里駅周辺地区を日暮里広域拠点の一つとして「日暮里・舎人線の導入を契機に土地利用の高度化を図り、商業・業務機能の集積及び基盤施設の整備を促進すべき地域」と位置付けている。そのため、駅周辺にふさわしいまちづくり事業を検討する。				
対象者等	道灌山中学校跡地を含み、鉄道敷きと幹線道路に囲まれた地域(西日暮里五丁目25、29～37番)				
内容	<p>[状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日舎ライナー導入による用地処理に伴う建築物の建替えは、ほとんどが単独建替えだった。 ・地域内の公共施設には道灌山中跡地の他にひぐらし保育園、西日暮里在宅高齢者通所サービスセンターがある。 ・道灌山中跡地はNSO、フィルムロケーション、駐車場、駐輪場、地域開放用体育館等として暫定利用されており、まちづくり事業にむけた動きが顕在化していないことから、暫定利用を継続(平成22年3月まで)している。 ・西日暮里はJR、東京メトロ、日舎線及び都バスの交通結節点であることから、結節点機能及び駅前にはふさわしい空間整備が求められる。 ・対象地域においては、道灌山通り沿いの部分だけが外部とのアクセスが可能であるが、そこは既に土地の高度利用が図られている。 ・日暮里舎人ライナー開業による人の流れの変化を機に地元に入り、条件整備やまちづくり機運の醸成に努め、事業化に向けた検討を開始する。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8年度 西日暮里駅周辺事業化推進地区検討調査 ・平成 9年度 東西地区開発研究会発足（東地区：正式な会員募集まで至らなかった） （西地区：会則案を作成した） ・平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 ・平成13年度 西日暮里スタートアップオフィス開始（同年10月～） ・平成14年度 日暮里駅周辺のまちづくりの動向を見据え、それとの整合を図りながら計画を進めることとし、委託費は執行せず（政策企画課） ・平成15年度 所管が都市計画課に変更、委託費未執行。 ・平成16年度 街づくりを誘導する時期は、新交通開業時とする都市整備部の方針を決定 ・平成17年度 暫定利用期間の2年間延伸（～20年3月）を決定 ・平成18年度 地元有志により街づくり協議会発足 ・平成19年度 暫定利用期間の2年間延長（～22年3月。さらに1年延長の可能性あり） 				
必要性	・西日暮里はJR、東京メトロ、日舎線及び都バスの交通結節点であることから、結節点機能及び駅前にふさわしい空間整備が求められる。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 実施の際は、調査委託を予定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	0	0	0	0	862	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	854	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	まちづくり事業の立上げ	-	-	-	-	100%	地元気運醸成 勉強会 協議会 事業化案決定

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・日暮里のまちづくり（再開発3地区、交通結節点ほか）の進捗状況やコンセプトの整合をはかりつつ、道灌山中跡地や区立施設を含めた街づくりについての検討が必要な状況にある。 ・まちづくりは、地元の盛り上げを区が支援する形で進んでいくことが望ましい。 ・まちづくり協議会は、アンケートの配布・集計を行い、その結果を区に報告してきたが、意見はまちまちである。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地元有志による勉強会等への支援	地元のまちづくり機運が高まる。
区により意向調査を実施する。	日暮里・舎人ライナー開業後の地元意向が把握できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	住民の機運が低いとともに地形上アクセスルートが限られ、検討に時間がかかる。

議会議決（要旨）	<p>H17二定 道灌山中跡地の活用を含めた再開発に対する区の見解を問う</p> <p>H17四定 道灌山中跡地、日舎線駅のバリアフリー、駅前自転車駐車場</p>
----------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2 8 1 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	街づくり推進事業費（都市計画課）（35245001）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠		
終期設定	有 無	20 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が、見直し候補区間に位置付けられたことを受けて、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討し、都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域（面積13.5ha、約千世帯2,000人）内 路線名 補助92号線 補助188号線 施行主体 東京都 荒川区 計画幅員 20～22m 6～15m 現況 区内は未整備 夕焼けだんだんを除きほぼ完成形 ・ 西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これらを生かし、かつ谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討する。 				
内容	平成17年度	まちづくりの必要性について住民説明会を実施 まちづくりに対する住民意向調査の実施 地元まちづくり組織の立上げ支援			
	平成18年度	まちづくり協議会の設立及び運営支援（11回開催） 検討テーマ「地域課題整理」「地域交通」「街並み・街づくり」 まちづくりニュースの発行・配布（第1～6号発行・全戸配布）			
	平成19年度	まちづくり協議会における勉強会 検討テーマ「安全・安心まちづくり」「計画素案の作成検討」 まちづくりニュースの発行・配布 まちづくり計画素案説明会 計画素案に対する住民意向調査			
	平成20年度以降	まちづくり計画策定 東京都と都市計画道路変更協議			
経過	昭和56年	第一次事業化計画			
	平成3年	第二次事業化計画（～平成15年度）			
	平成15年度	日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）			
	平成16年3月	第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） この中で都市計画の見直し候補区間として5路線が選定された			
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） まちづくり協議会の運営支援を中心に業務委託を実施する。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	2,316	4,801	4,800
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	2,288	4,787	4,800
	人件費					4,310	5,124	
	【事務分担量】（%）					50	60	
	合計（+）	0	0	0	0	6,598	9,911	4,800
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	6,598	9,911	4,800
	実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
まちづくり計画作成業務委託						2,288	4,787	4,800

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	13委託料	計画作成業務委託	2,288	計画作成業務委託	4,787	計画作成業務委託	4,800

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	まちづくり計画の策定	-	0 %	10 %	20 %	100 %	都市計画決定が目標
	まちづくり協議会の活動状況	-	準備会 開催	11回	10回	6回	住民の関心度を示す指数 計画策定後も活動継続が理想
	都市計画道路の見直し	-	0 %	0 %	0 %	100 %	都市計画変更手続き完了が目標

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 単なる都市計画道路の廃止でなく、交通体系等の街づくりを将来的に担保する計画が必要である。 協議会員における自らがまちづくりを考える意識が向上しない。 今後、地区計画を都市計画決定していくことに向け、地権者との情報交換を進めていく必要がある。 当区の計画内容は、下記の谷中地区の事情や地区の一体性を考慮して定める必要がある。 都市計画道路の見直し作業について、東京都都市整備局と役割分担を明確にしていく必要がある。
他区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も密集事業やまちづくり交付金事業を進めている。地区内は開発系と保全系に意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都市計画道路の見直し作業について、東京都都市整備局と役割分担を明確にすべく事前に調整を行う。	見直し作業実施時にスムーズに行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	地域住民が自らの手で自らのまちの将来計画を策定する、荒川区において初めての取り組みであり、今後のまちづくり手法のモデルとなる。

議会議決要旨	H17四定 補助92号線の見直しについて見解を問う
--------	---------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	日暮里駅前広場等の整備		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
			担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）						
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）			建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠			
終期設定	有 無		法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]				
目的	区は、平成14年3月に日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定し、駅及び駅周辺のバリアフリー化を進めている。このうち、駅東口では再開発事業や新交通建設工事が行われており、駅前広場には、上空に新交通の駅舎・ペDESTリアンデッキ、地下に都市計画駐輪場の整備が予定されている。そのため、新たな人や車両の流れに対応する駅前広場を整備するための検討を行う。また、補助188号線については バリアフリー化の一環として道路面のかさ上げ 結節点機能向上のための歩行者専用道路化 の検討を行う。					
対象者等	交通広場	・約6,400㎡ 平成8年8月23日都市計画決定 管理者は 東京都第六建設事務所(3/4)・JR東日本(1/4)				
	補助188号線	・幅員6~15m 区道であるが土地の所有者はJR東日本 既設駅と新交通駅舎を平面で接続するには最大1.6m路面を嵩上げする必要あり				
内容	より安全で使いやすい広場とするため、区として地元等の要望事項をまとめ、東京都と協議している。現状の問題点… 歩道内に自転車置場を設置してあるため、歩きづらい 夕方以降、客待ちのタクシーが区道上に並び、バスの運行に支障となっている 亀戸行き路線バスは、広場内を2周して客の降車・乗車を行っている。 道灌広場は新交通の工事で廃止。地元はお祭り等を行える広場の整備を要望					
経過	平成14年3月	日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定				
	平成14年度	日暮里駅交通結節点調査検討会（～平成15年度）				
	平成16年度	補助188号線嵩上げに関する工法・費用の検討を道路課が実施(再開発課が執行委任)				
	平成18年度	復旧形態の区案をもとに建設局・警察・交通局と協議				
	平成19年3月	復旧形態及び復旧主体を都区の課長級で確認				
必要性	駅前広場は、日暮里駅前周辺地区地区計画区域内にあり、広場再編と緑豊かな良好な駅前環境形成が必要である。新交通や地下駐輪場の工事の現状復旧の範囲であるため、区は費用負担の必要がない。					
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 交通広場は、新交通建設事務所が主体となって整備する。 補助188号線は、道路管理者(土木部)が整備することが妥当と考える。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額(19年度は見込み)	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	3,416		
【事務分担量】(%)					10	40		
合計(+)	0	0	0	0	862	3,416	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	862	3,416	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	広場再編整備完了	-	0 %	10 %	100 %	100 %	
	補188号線の嵩上げ事業竣工	-	0 %	0 %	0 %	100 %	16年度概略設計実施

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ひぐらし西地区の再開発事業実施に併せて交番は移転し、現在、仮設の状態にある。成田新高速鉄道開業までに本設化する意向を警察は持っているが、具体化していない。 ・地下駐輪場の上部に広場状空地を確保する目途が立ったが、今後、早急に施設内容・管理主体・管理方法等を定める必要がある。 ・補助188号線の嵩上げは、近接する駅総合改善事業が終了するまで着手できない。それまでの間に実施に向けた調整を図る必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	良好な駅前環境の形成に向けて、区が地元調整等を積極的に行う必要がある。

議会議況（要旨）	<p>H18三定 日暮里駅前交番が世界の玄関にふさわしいものとなるよう働きかけを</p> <p>H19一定 駅前広場内に音楽広場を設置すること</p>
----------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの策定	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊 嶋 信 一	内線	2 8 9 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都市計画マスタープラン策定費（35-79-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	都市計画法第18条の2	
終期設定	有 無	20 年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	新たな基本構想の策定を踏まえ、区の街づくりの指針となる都市計画マスタープランを新たに策定する。				
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当				
内容	<p>都市計画法の改正を受けてH9年3月に策定した「荒川区都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）が10年度目を迎え、社会状況の変化、街づくりに関わる諸事項の変遷により、現状に一致しない事項や新たな課題が出てきている。</p> <p>H18年度に策定された「荒川区基本構想」及び広域自治体としての方針である「東京都都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」の内容も反映した新たな都市計画の方針を策定する。</p> <p>H19年度末までに中間素案を策定し、H20年度完了を目指す。</p>				
経過	<p>H 8年度、現行の都市計画マスタープラン策定</p> <p>H17年度、基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施</p> <p>H18年度、区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施</p> <p>H19年度、コンサル委託、現行の都市計画マスタープランの検証作業中</p>				
必要性	建て替えや高層化等による都市の更新、高密度化が無秩序に行われるのを防ぐと共に、健全かつ適正な都市の発展を誘導するために、区の街づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープランの時代に即した見直しを行うことが必要である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>一部委託：コンサルティング業務委託（委託先はプロポーザル選定による）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	10,000	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	9,818	
人件費	/				4,310	4,234	/	
【事務分担量】（%）	/				50	100	/	
合計（+）	0	0	0	0	4,310	4,234	9,818	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	4,310	4,234	9,818	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	委託業者選定プロポーザル						完了	
	策定業務委託							完了
	策定作業							実施中

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
						策定業務委託	10,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	区の策定方針の決定	-	-	50	100	-	H19年度当初のコンサル委託時までに方針を決定
	住民からの意見収集	-	-	20	80	100	アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等による意見集約
	最終案の策定及び決定	-	-	-	50	100	H19年度末には最終素案を策定

（問題点・課題）	<p>課題</p> <p>1) 素案の策定過程で、多種多様な生活形態の区民から意見を出してもらうための手段（アンケート、広報、ホームページ、説明会、公聴会、検討会、ワークショップ）及び仕掛けづくりが難しい。</p> <p>2) 都市計画マスタープランの内容で、具体性の面でどのレベルまで捕らえるか、また区民をはじめ関係職員から出された意見の集約及びプランへの反映の仕方が難しい。</p>
他区の実況	<p>（実施 6 区 未実施 16 区）</p> <p>改正を行った区 新宿区（H8 - H20）、台東区（H6 - H18）、世田谷区（H8 - H17）、杉並区（H9 - H14）、豊島区（H12 - H16）、足立区（H6 - H18）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	特になし	特になし

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	現行の都市計画マスタープラン策定時のH8年度から現在までに、まちづくりを取り巻く環境は地区計画等への区民参加や都市景観の保全などの面で大きく変化しており、区のまちづくり施策の指針となる当マスタープランの改正は早急を実施する必要がある。

況議 （要質 旨問 状）	<ul style="list-style-type: none"> ・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・19二定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫														
			担当者名	川原 宏一	内線	2812														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）																				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	都市計画法																
終期設定	有 無	37 年度	法令等																	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画														
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]																		
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]																		
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]																		
目的	震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。																			
対象者等	木造住宅密集地域のうち 整備地域・・・震災時の甚大な被害が想定される地域 荒川地域 約573ha 重点整備地域・整備地域のうち基盤整備事業等を重点的に展開する地域 町屋・尾久地区 約280ha																			
内容	<p>当課の役割 ...当区の取組み状況を把握し、東京都に報告や計画修正の提案をする。</p> <p>計画の基本的考え方...延焼遮断帯となる道路等を整備し、防災生活圏を形成する。</p> <p>整備の方針 ...木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保する。</p> <p>整備の内容 ... 骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充 密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等）</p> <p>整備目標 ...整備地域においては2025年度までに不燃領域率70%を目指す</p>																			
経過	<p>平成7年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 基本計画」策定</p> <p>平成8年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 整備計画」策定</p> <p>平成9年度 区 - 「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 国庫補助金を受けて、調査を実施した（東尾久1丁目の区域）。</p> <p>平成10年度 区 - 前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 事業化見合わせ</p> <p>平成14年度 都・区 計画改定に伴う調査及び整備地域・重点整備地域の見直し検討</p> <p>同年12月 都 第5回地域危険度調査公表</p> <p>平成15年9月 都 改定後の基本計画公表</p> <p>16年3月 都 改定後の整備プログラム公表</p> <p>区内の重点整備地域における事業：新防火規制、不燃化、木造密集、近隣まちづくり 街路整備（90・306・193号線）、尾久の原公園整備、スーパー堤防整備 再開発町屋北（16年度末断念）、防災生活圏（18年度で終了）</p>																			
必要性	<p>区民の安全・安心まちづくりに、「負の遺産」といわれる木造密集地域の解消は欠かせない （参考）不燃領域率の変化 平成8年度 13年度 15年度 27年度目標 37年度目標</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">整備地域</td> <td style="width: 10%;">50%</td> <td style="width: 10%;">55%</td> <td style="width: 10%;">計画改訂に伴い</td> <td style="width: 10%;">54%</td> <td style="width: 10%;">70%</td> <td style="width: 10%;">70%</td> </tr> <tr> <td>重点整備地域</td> <td>43%</td> <td>49%</td> <td>エリア変更</td> <td>50%</td> <td>65%</td> <td>70%</td> </tr> </table>						整備地域	50%	55%	計画改訂に伴い	54%	70%	70%	重点整備地域	43%	49%	エリア変更	50%	65%	70%
整備地域	50%	55%	計画改訂に伴い	54%	70%	70%														
重点整備地域	43%	49%	エリア変更	50%	65%	70%														
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）																			

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	0	0	0	0	862	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	854	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	町屋・尾久地区 延焼遮断帯形成率（％）	48	48	-	-	75	沿道の建築物が不燃化している割合
	町屋地区不燃領域率（％）	43	43	-	-	65	空地と不燃建築物から算出した燃えにくさの指数
	尾久地区不燃領域率（％）	48	48	-	-	65	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない ・事業手法のうち区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下では区では実施不可能。
他区の実況	（ 実施 19 区 未実施 3 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画に位置づけることが重要である。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	耐震偽装問題対策	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	マンション耐震問題対策費（35815001）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17年度	根拠	建築基準法、耐震改修促進法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	偽装された構造計算により耐震不足を抱えたまま建設されたマンションに関し、以下の対策を実施する。 居住者及び周辺住民の安全確保のための対策 建築基準法に基づく違反是正の指導 マンション居住者の生活再建を視野に入れた適正な支援 偽装された確認申請書の確認処理に関する法的な整理				
対象者等	グランドステージ町屋居住者（30戸）及び周辺住民				
内容	区、東鉄工業株式会社（元請会社）、GS町屋対策委員会（マンション居住者代表）の三者による対策協議会を設置して、耐震改修工事に関する検討を重ねている。 居住者等の安全確保のための対策及び建築基準法に基づく違反是正（耐震改修工事）の流れ スリット調査 基本計画策定 工法の選定 権利者調整 実施計画策定 日本建築防災協会による判定 仮住居の確保 移転 工事着手 竣工（違反是正完了） マンション居住者の生活再建等の適正な支援及び確認処理に関する法的な整理の流れ 居住者支援（協議会対応、補助事業の適用、早急な工事の推進）を行う一方で、全国的な債権整理の動向を勘案しながら、区、GS町屋、東鉄株の各々の裁判又はそれに準じた機関による審判に基づく責任の明確化及びその対処について検討を進めていく。 なお、補助金の導入（助成）に際しては、居住者負担額の1/2を上限とした上で、居住者がヒューザーの破産管財人から受ける債権の配当率と同率を助成金から控除することとした。また、責任が明確になるまでの支援は、地元自治体の業務として対処する。				
経過	H13. 2.21 建築確認（荒川区） H17.11.18 姉歯物件が1件あることが判明 11.22 荒川区マンション耐震問題対策本部を設置 H18.10.22 GS 東鉄 基本計画策定業務委託契約締結 H19. 4.12 GS 東鉄 実施計画策定業務委託契約締結 GS 東鉄 コンサル業務委託契約締結				
必要性	建築基準法に基づく違反是正指導及び居住者、周辺住民の安全確保は、実施する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 区の業務は、三者協議会の対応及び建築基準法に基づく指導、誘導並びに支援と補助金業務などである。 基本計画策定、実施計画策定、耐震改修工事などの一連の事業は、GS町屋管理組合が行う業務となる。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	0	0	31,560	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	3,948	3,982	31,560	
人件費					-	5,978		
【事務分担量】（%）					-	70		
合計（+）	0	0	0	0	3,948	9,960	31,560	
国（特定財源）					2,632	1,991	14,654	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,316	7,969	16,906	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	耐震調査					3,948		
	基本計画策定費助成						3,982	
	実施計画策定費・コンサル委託費助成							9,576

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
			耐震調査	3,948	基本計画策定費助成	3,982	実施計画策定費助成
					コンサル委託費助成	4,326	
					移転料・家賃助成	22,500	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	建築基準法に基づく違反是正（耐震改修工事の実施）	-	-	30	30	100	工事はH19～20年度で実施予定
	居住者への適正な支援（補助事業の実施）	-	-	30	30	100	設計、工事の各段階で補助事業を通して適正な支援を行う

（問題点・課題分析）	<p>建築基準法改正により構造規定が変わり、H18年度末まで策定していた基本計画の見直しが必要になり、工事着手が大幅に遅れる見通しになった。居住者がこれまで検討に要してきた労力と時間が無駄になるなど、居住者の今後の前向きな取り組みへの誘導に不安がある。</p> <p>併せて、設計業務委託とコンサルティング業務委託の追加経費や年度当初の国費配当に対する変更対応など、多くの課題が発生した。</p>
他区の状況	<p style="text-align: center;">（実施区 未実施区）</p> <p>保有水平耐力0.5以上のマンション17件 工事完了2件、工事中2件、未実施13件</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	法改正後における他事例等の情報提供と早期の見通しの確立を行う。	情報と見通しを把握のもとに前向きに検討する環境が整う。
	国、都への補助金申請等を通して、事業の進捗状況の説明を十分に行い、理解を得る。	事業関係者にとって無理のない計画で事業を行える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	地震による建物の損傷などによる危険を回避するために、早急な対応が必要である。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	セメントサイロ跡地利用計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫																											
			担当者名	川原 宏一	内線	2812																											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	南千住東側地域活性化促進費（35805001）																																
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業																												
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠																														
終期設定	有 無	21 年度	法令等																														
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画																												
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]																															
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]																															
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]																															
目的	J R 貨物隅田川駅構内のセメントサイロ跡地に地域活性化に資する施設を導入することを目指して J R 貨物と土地利用検討を進める。																																
対象者等	セメントサイロ跡地（約15000㎡）及び区有地（約41㎡） 南千住四丁目1番																																
内容	<p>南千住東側地域は、再開発事業や住市総事業の進捗により人口2万人規模の街になりつつある。この中で、セメントサイロ跡地は駅に近接するとともに、ララテラスやウェルシップとドナウ通りを挟んで位置する絶好のロケーションにある。区としては、この敷地に南千住東側地域だけでなく区全体の活性化にも寄与する施設を導入することが必要と考え、平成18年3月からJ R 貨物と協議を行い、平成19～20年度にかけて両者で土地利用に関する事項を検討する内容の基本合意書を締結した。本事業は、これに基づき、土地利用計画策定や事業者選定を行うため実施するものである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> 基本合意書の概要 事業用借地方式を用いた事業を検討する。 跡地利用（10～15年間）に住宅開発は含まない。 利用計画にJ R 貨物の採算性を考慮する。 計画策定、事業者選定にあたり協議会を設置する。 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> スケジュール（予定） 19年度 業務委託により土地利用方針決定 20年度 協議会形式で・土地利用計画決定 ・事業者募集選定 21年度 借地契約、建設工事、施設開業 </td> </tr> </table>						基本合意書の概要 事業用借地方式を用いた事業を検討する。 跡地利用（10～15年間）に住宅開発は含まない。 利用計画にJ R 貨物の採算性を考慮する。 計画策定、事業者選定にあたり協議会を設置する。	スケジュール（予定） 19年度 業務委託により土地利用方針決定 20年度 協議会形式で・土地利用計画決定 ・事業者募集選定 21年度 借地契約、建設工事、施設開業																									
基本合意書の概要 事業用借地方式を用いた事業を検討する。 跡地利用（10～15年間）に住宅開発は含まない。 利用計画にJ R 貨物の採算性を考慮する。 計画策定、事業者選定にあたり協議会を設置する。	スケジュール（予定） 19年度 業務委託により土地利用方針決定 20年度 協議会形式で・土地利用計画決定 ・事業者募集選定 21年度 借地契約、建設工事、施設開業																																
経過	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成18年</td> <td style="width: 10%;">3月</td> <td>セメントサイロ営業停止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>区がJ R 貨物に住宅建設反対と地域活性化施設導入を要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月</td> <td>J R 貨物が駐車場としての暫定利用方針決定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月</td> <td>区が跡地利用検討を共同で行うことを提案</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>J R 貨物が駐車場開業（～平成21年3月）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>J R 貨物開発部長から共同調査実施等の要望書</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>2月</td> <td>都市整備部長名で共同調査等了承の回答</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>基本合意書を締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5月</td> <td>業務委託協定書を締結</td> </tr> </table>						平成18年	3月	セメントサイロ営業停止		3月	区がJ R 貨物に住宅建設反対と地域活性化施設導入を要請		6月	J R 貨物が駐車場としての暫定利用方針決定		9月	区が跡地利用検討を共同で行うことを提案		10月	J R 貨物が駐車場開業（～平成21年3月）		12月	J R 貨物開発部長から共同調査実施等の要望書	19年	2月	都市整備部長名で共同調査等了承の回答		3月	基本合意書を締結		5月	業務委託協定書を締結
平成18年	3月	セメントサイロ営業停止																															
	3月	区がJ R 貨物に住宅建設反対と地域活性化施設導入を要請																															
	6月	J R 貨物が駐車場としての暫定利用方針決定																															
	9月	区が跡地利用検討を共同で行うことを提案																															
	10月	J R 貨物が駐車場開業（～平成21年3月）																															
	12月	J R 貨物開発部長から共同調査実施等の要望書																															
19年	2月	都市整備部長名で共同調査等了承の回答																															
	3月	基本合意書を締結																															
	5月	業務委託協定書を締結																															
必要性	当該地は、南千住東側地域において最後に残った利用度の低い敷地であり、東側地域の顔となる土地であることから、開発に対して区が関与し、土地利用について規制・誘導していくことが必要である。																																
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 基本合意書により 業務委託は区が代表して契約する、 仕様・候補者選定は両者で行う、費用は1/2ずつ負担することとなっている。																																

		（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	3,000	
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	3,000	
	人件費	/						3,416	/
	【事務分担量】（%）	/						40	/
	合計（+）	0	0	0	0	0	3,416	3,000	
	国（特定財源）								
	都（特定財源）								
	その他（特定財源）								
	一般財源	0	0	0	0	0	3,416	3,000	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
	跡地利用計画作成業務委託							3,000	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	13委託料					業務委託	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	地域活性化施設の導入	-	-	0 %	0 %	100 %	調査開始から施設開業まで

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> セメントサイロ跡地の利用計画内容については、地域住民が大きな関心を示している。今後、利用計画の策定に際しては、JR貨物の採算性・地元の意向・区の施策などとの整合を協議会を通じて図る必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	地主であるJR貨物との協議を円滑に進め、地域活性化施設の導入を図ることは、地域イメージの形成に大きく貢献する。

議会議決要旨	<ul style="list-style-type: none"> H18二定 跡地利用をJR貨物と共同で検討するべき H18二定 跡地には住宅でなく、社会資本整備をJR貨物に要請するべき H18三定 跡地に文化施設かホテルを誘致すべき H19二定 跡地利用計画策定の進め方を問う
--------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	コミュニティバスさくらの利用促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
		担当者名	鈴木健史	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	コミュニティバス「さくら」関連事業費（35835001）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17年度	根拠法令等	道路運送法		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	交通利便性の向上等を目的として導入したコミュニティバスの路線を継続させるためその利用を促進する				
対象者等	バス運行事業者（京成バス株式会社）、バス利用者				
内容	<p>乗務員の接客等も含めて利用者からの評判も良好であり、逆回りや路線拡充の要望が寄せられている。利用状況も事業者による開業時予測より増加しているが、当初より厳しい営業収支が予測されているため、さらなる利用促進が必要な状況である。</p> <p>（事業概要） 運行 京成バス株式会社自主運行方式、区は車両購入費の一部補助 運行ルート 南千住駅、南千住図書館、町屋駅、区役所を結ぶ循環ルート（約6km、35～40分程度） 停留所 15停留所 運行便数 58便/日、15分間隔、南千住駅始発6:40～終発21:15 料金 大人150円、小人80円、バス共通カード・シルバーバスの利用可 障害者本人負担額は 区が補助 バス車両 ノンステップ小型バス（車いす利用可）、定員19人乗り 運行開始 平成17年4月20日</p>				
経過	12年 6月 「汐入地区と南千住駅を結ぶ循環バスの実現等に関する陳情」 13年 2月 区長から都交通局長へ「南千住駅東側地区のバス交通網の整備について」要望書提出 5月 区議会から都知事へ「南千住駅東側地区のバス交通網の整備に関する陳情」提出 12月 バス交通網の整備の動向として交通体系委員会へ下記4項目を報告 上46の延伸(上野松坂屋前)、南千40の新設(墨田一丁目)、南千48の新設(亀戸駅前)、 汐入地区内の循環バスは、再開発の進捗状況等を見極めながら検討していくとの交通局の対応 15年 4月 所管を都市整備部から政策経営部へ変更 16年 6月 コミュニティバス誘致に係る、バス事業者募集 8月 コミュニティバス誘致に係る、バス事業者内定 8月 所管を政策経営部から都市整備部へ変更 12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 17年 4月 開業（20日） 18年 2月 さくら運行に関する検討会（京成バス、区）を設置 19年 4月 朝ラッシュ時(南千住駅西口発 7:30～8:30)の運行間隔の短縮（1時間あたり 4本 5本）				
必要性	事業者として路線を継続していくためには一定の収支バランスが必要である				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 事業者と区職員をメンバーとする検討会において検討を進めていく				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	23,008	-	-	7,840	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	16,309	-	-	0	
人件費					2,586	4,270		
【事務分担量】（%）					30	50		
合計（+）	0	0	0	16,309	2,586	4,270	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	16,309	2,586	4,270	0	
績の推	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	15-99					工事請負費	2,840
	19-99					負担金補助及び交付金	5,000
		身障者本人運賃補助		身障者本人運賃補助		身障者本人運賃補助	
		障害者福祉課事業		障害者福祉課事業		障害者福祉課事業	
		(18447501)		(18447501)		(18447501)	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
指	乗車人数（一日あたり）	-	842人	1,011人	1,074人	1,800人	19年度については、4月1日～5月31日までの平均
標	南千住地域の人口（1～8丁目）	31,488	33,319	33,806	35,604 (6月1日現在)	-	毎年1月1日時点での数値

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実態を踏まえた運行間隔の短縮について検討する必要がある。 ・ 朝ラッシュ時の需要に見合った車両の導入について検討する必要がある。 ・ 汐入地区へのコミュニティバスの導入について、南千住地域の開発動向等を踏まえた検討をする必要がある。 ・ バス停の新設、逆周りルート等、路線の拡大に関する区の支援について整理する必要がある。
他区の実況	（実施 10 区 未実施 12 区） 港区、台東区、江東区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
「さくら」運行に関する検討会 京成バス：営業部長、運行課長 区：総務企画課長、企画担当課長、観光振興課長、障害者福祉課長、都市計画課長、交通担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者増による収支改善 ・ 運行ルート拡大の検討
汐入地区への新規コミュニティバス路線の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汐入地区内における相互移動の利便性向上による、南千住駅からの地区内施設の利用増

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	京成バスの自主事業であるが交通利便性向上に資するため優先度は高い

況議 （要質 旨問 状）	15年三定 南千住四、八丁目地域を含めたルートの選定を要望する 19年二定 コミュニティバス再編でより利便性の高い街に～2ルートの提案
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	つくばエクスプレスの利用促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
		担当署名	鈴木健史	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都市計画課事務費(35062001)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的促進に関する特別措置法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	つくばエクスプレスは、平成17年8月24日に首都圏北東部の交通体系の整備、JR常磐線等の既設鉄道の混雑緩和、首都圏における宅地供給の促進、沿線地域における産業基盤の整備を目指して開業した。 荒川区としては、開業後の経営基盤の安定化等の課題に対して、沿線自治体と協力して沿線のイメージアップ等、利用促進の取り組みを行う。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社（第3セクター） ・つくばエクスプレス利用者 				
内容	<p>つくばエクスプレスは都内の秋葉原駅を起点として、東京都千代田区、台東区、荒川区、足立区を経て、さらに埼玉県、千葉県、茨城県つくば市に至る延長約5.8kmの都市高速鉄道である。</p> <p>【路線概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート 秋葉原～つくば市 ・路線長 約5.8km ・駅数 20駅（荒川区内は南千住駅の1駅） ・開業日 平成17年8月24日 ・事業費 約9,400億円 ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社 ・所要時間 快速4.5分、区間快速5.2分 <p>【協議会概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会（沿線11都市：19年度会長は、つくば市） つくばエクスプレス沿線特別区連絡協議会（沿線4区：19年度会長は、台東区） <p>（両協議会の活動方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化等に関わる関係機関への要請活動 ・関係機関等との連携及び情報交換 ・沿線のイメージアップに向けての取り組み <p>東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会（事務局：東京都都市基盤部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線4区の宅地開発及びまちづくりの情報交換 				
経過	<p>昭和60年 7月 運輸政策審議会の答申で位置付けられる</p> <p>平成3年 3月 「首都圏新都市鉄道株式会社」設立</p> <p>7年 9月 「新浅草駅～都県境」都市計画決定（11年6月 全地区都市計画決定）</p> <p>13年 2月 鉄道路線名称をつくばエクスプレスに決定</p> <p>16年 5月 レール締結式（北千住駅構内）</p> <p>7月 トンネル&レールウォークin南千住開催参加者376名</p> <p>17年 6月 南千住駅舎見学会参加者450名（25日）、運行ダイヤ発表（30日）</p> <p>8月 区民試乗会（7日）、開業（24日）</p> <p>11月 南千住スタンプラリー開催参加者214名</p> <p>18年 7月 開業1周年スタンプラリー（ふるさと文化館）</p> <p>11月 第2回つくばエクスプレスまつり</p> <p>19年 3月 バスモ導入</p> <p>11月 第3回つくばエクスプレスまつり</p>				
必要性	つくばエクスプレスの沿線都市が、協力体制を確立して利用促進を行うことにより、経営安定化や沿線のイメージアップに向けた支援を行う必要がある。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会（沿線11都市：19年度会長はつくば市） ・つくばエクスプレス沿線特別区連絡協議会（沿線4区：19年度会長は台東区） ・東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会（事務局：東京都都市基盤部）への加入 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	27,336	27,285	27,230	27,100	100	70	70	
決算額（19年度は見込み）	27,251	27,200	27,200	27,100	100	70	70	
人件費					8,619	854		
【事務分担量】（%）					100	10		
合計（+）	27,251	27,200	27,200	27,100	8,719	924	70	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	24,000	24,000	24,000	24,000				
一般財源	3,251	3,200	3,200	3,100	8,719	924	70	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	首都圏新都市鉄道株への出資額	27,000	27,000	27,000	27,000			
	沿線自治体協議会分担金					100	70	70

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金	常磐新線関連協議会	100	常磐新線関連協議会	70	常磐新線関連協議会	70

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
指 標	乗車人数（一日あたり）	-	15.2万人	19.5万人	23.5万人 (5月現在)	27万人	開業時は平成17年度乗車人数を13.5万人と想定 開業5年後は27万人を目標に設定
	南千住地域の人口（1～8丁目）	31,488	33,319	33,806	35,604 (6月1日現在)	-	毎年1月1日時点での数値

（問題点・課題） （指標点分析）	開業後の利用状況は順調に推移しているが、つくばエクスプレスの経営安定化に向けては、開業5年後27万人/日を達成する必要がある。
	他区の実況 (実施 3 区 未実施 19 区) 常磐新線沿線区（千代田区、台東区、足立区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
沿線自治体協議会の取組み（4区協、11都市協）	沿線のイメージアップ T×利用者の増 経営安定化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	既に開業したため優先度は低い

（要旨） 議会議問状況	・14一定 つくばエクスプレスの運営はについて
	・14三定 JR常磐線の北口の新設について
	・18一定 JR常磐線北口の開設について

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都電荒川線三ノ輪橋停留場改築記念式典	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
		担当者名	鈴木健史	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都電三ノ輪橋駅改装記念式典費(35-82-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠		
終期設定	有 無	19 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	都電荒川線三ノ輪橋停留場改築記念式典は、都電荒川線の活性化策の一つとして、レトロ調の車両導入と併せ、東京都交通局により平成19年5月26日に開催する。 荒川区としては、ポスター、看板等を作成し、記念式典の事前周知を図り、都電荒川線における利用促進等への取り組みを行う。				
対象者等	（・式典開催主体 東京都交通局） ・都電荒川線沿線住民 ・都電荒川線利用者				
内容	都電荒川線三ノ輪橋停留場改築記念式典 ・日本宝くじ協会から東京都交通局へのレトロ調車両の贈呈式 ・停留場改築記念テープカット ・来賓のレトロ調車両の乗車及び出発式				
経過	平成18年10月 東京都交通局より都電荒川線三ノ輪橋停留場改築に係る協議を開始 平成18年11月 改築工事設計業者をプロポーザル方式にて選定 平成18年12月 基本設計、実施設計 平成19年 3月 第一期工事着手 （主な内容） ・停留場上屋の改装 ・ガス灯風照明の新設 ・時計塔の新設 平成19年 5月 第一期工事完成 （参考）第二期工事： 公衆便所外装工事及びホーム高さ嵩上げ工事（平成19年度末完成予定）				
必要性	都電荒川線三ノ輪橋停留場改築記念式典を契機に、沿線自治体が協力体制を確立して、都電荒川線の利用促進を行うことにより、沿線の活性化に向けた取り組みを行う必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	1,000	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	495	
人件費	/							
【事務分担量】（%）	/							
合計（+）	0	0	0	0	0	0	495	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	495	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	看板の設置							27
	ポスターの作成							130
	チラシの作成							20,000

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	13-99					駅開き式典委託	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	看板の設置数	-	-	-	27	-	
	ポスター作成枚数	-	-	-	130	-	
	チラシ作成枚数	-	-	-	20,000	-	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・都電利用者の増 ・沿線の活性化
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	D	19年度単年度の事業である

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	都市計画法、荒川ルール条例、市街地整備指導要綱等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が自主的にまちづくりを行うため、地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり ・ まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり ・ 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定 				
対象者等	区民				
内容	<p>区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目の検討経過等を踏まえ、地域住民に真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援の検討を図る。</p> <p>まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 再開発事業の施行主体である組合若しくは協議会や密集住宅市街地整備促進事業による連絡会、区政改革懇談会の委員等、各施策を通して関わりのある住民やグループの各種情報の一元化とそのセキュリティシステムの確立及び関連データのまちづくりへの活用を検討する。</p> <p>区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定 荒川区基本構想が示す区民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、以下の事項に留意した街づくり条例を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の街づくりの基本的な理念 ・ 現行制度の体系化 ・ 区民主体の街づくり（地区計画など）のルール化 ・ 街づくりに関する団体、NPOなどへの支援 				
経過	中低層市街地における高層マンションの建設などにより、それまでの住環境に即しない無秩序な開発が多発しており、それらの周辺住民の防衛意識の高まりと共に良好な住環境の保全や推進への関心が高まりつつある。				
必要性	基本構想の基本理念にある区民の主体的なまちづくりへの参画の実現及びマンション建設反対運動などをきっかけとする住民の街づくり活動への支援など、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画マスタープランの策定作業における基本的な街づくりの方針が明確化するのを受けて、区民の手によるまちづくりの具体的な支援策や仕組みづくりの検討を進めていき、併せて街づくり条例制定のための実態調査の実施及び住環境の保全等の手法を検討する。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費						1,570	
	【事務分担当】（%）						40	
	合計（+）	0	0	0	0	0	1,570	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,570	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	地区計画手続条例の改正	-	-	5	100	100%	
	支援制度の確立	-	-	20	20	100%	
	街づくり条例の制定	-	-	5	10	100%	

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 既に施行若しくは検討している荒川ルール条例、中高層紛争予防条例、ワンルームマンション条例、市街地整備指導要綱等の充実を図りながら、その束ねとなる街づくり条例を検討するため、各々の進捗状況により制定スケジュールが左右される可能性がある。 街づくり条例と東京都景観条例との関わりや高さ規制手法である高度地区、地区計画、荒川区景観条例（検討中）との関わりが輻輳するため、十分な検討が必要である。 既に施行若しくは検討している諸制度の束ねとなる街づくり条例であることから、制定に際してはそれらの関わり方の整理及び荒川区に適した法体系の在り方などを検討する必要がある。併せて、専門的知識のもとで全国的な関係法令の動向や社会的傾向、経済の動向及び区内市街地の今後の動向などを把握、反映させることが必要である。
	<p>他区の実施状況</p> <p>（実施区 未実施区）</p> <p>まちづくり条例制定区（計10区）：千代田区、新宿区、台東区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、練馬区、足立区</p> <p>ただし、新宿区、千代田区、台東区は、景観条例とまちづくり条例と一体で制定</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目のまちづくりの検討経過から得られる情報収集を行う。	実践を通して得られる課題、問題点の把握し、後の区民が求める必要な情報を提供できる仕組みづくりの検討に反映させる。
	区政改革懇談会の運営・管理を行う。	まちづくり全般に関する知識を提供することで、リーダーの育成につながる。
	区内の建物状況等の実態及び傾向を踏まえた荒川区に即した街づくり条例の在り方を検討するため、調査委託を実施する。	調査結果を踏まえた街づくり条例を制定することで、実効性のある住環境整備手法が確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	A	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくためには最優先に検討する必要がある。

況議（要質問状）	H19年二定：「高度制限地区条例や特別用途地域、地区計画等の活用について」
----------	---------------------------------------